

保護林が設定されている市町村への説明・意見聴取について

第2回委員会での結果を踏まえ、既存保護林が設定されている各市町村への事前説明及び意見聴取を実施^(※)。

	対応	市町村数	森林管理 (支)署数	対象とした市町村	再編案にかかる意見	森林管理局の考え方
1	各森林管理(支)署から直接該当市町村に出向き、保護林再編にかかる概要の説明、意見聴取を実施。	18	14	廃止予定の保護林(郷土の森及び特定地理等保護林以外)が設定されている市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ・保護林制度の改正に伴い、村の天然記念物が新たな保護林制度の要件に合致しなくなったとしても、国有林として引き続き保全を図っていただきたい。 ・自然保護団体から質問があった場合、どのように対応すればよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村指定の天然記念物であることを踏まえ、引き続き適切に保全することとしています。 ・森林管理局及び署にご連絡頂ければ、ご説明等対応いたします。
2	東北森林管理局から該当市町村に対し、保護林再編にかかる概要説明を郵送し、文書による意見照会を実施。	57	23	上記の市町村以外で、保護林が設定されている市町村	(再編案にかかる意見の提出はなかった。)	

※ ただし、以下の市町村を除く。

- ・「森林生態系保護地域」のみが設定されている市町村(説明すべき事項がないため)
- ・「特定地理等保護林」若しくは「郷土の森」のみが設定されている市町村(既に説明済みであるため)